

第31回住民基本台帳ネットワーク部会（概要）

1 開催日

令和5年9月1日（金）～9月8日（金）（持ち回り審議）

2 審議事項

「マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加」について

【概要】

東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁にかかる事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を使用して、申請者の利便性向上及び減免要件の確認の迅速化・効率化を図るため、マイナンバー条例を改正し、もって住基ネット利用事務を追加する。

【住基ネット利用の効果】

- ・ 審査事務（現状2～3か月）の効率化、迅速化
- ・ 申請者の利便性向上（住民票の写しや課税証明書等の提出が不要）

3 審議内容

事務局から各委員に対し、マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加について説明し、承認を得た。

委員から、申請者への本人確認情報の利用に関する同意を丁寧に行うこと、住基ネットやマイナンバーの利用による申請者のメリット、例えばどのくらい審査期間が短くなるか、を申請者に対して積極的に説明することについて、ご意見があった。

4 委員名簿（敬称略）

	氏名	出欠
部会長	新美 育文	出席 (9/1)
委員	石井 夏生利	出席 (9/6)
委員	寺田 麻佑	出席 (9/8)
専門調査員	小尾 高史	出席 (9/8)

※マイナンバー条例…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）

※番号法…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）